

國分寺創建に關する問題

堅田修

序

國分寺に關しては、戰前、角田文衛氏によつて、『國分寺の研究』上・下二冊の大著が編まれ、從來多くの研究を集成されたが、近來ふたたび國分寺の建立をめぐつて論議が重ねられている。當面の論議の一つは、國分寺建立の詔が、いつ出されたかといふ時期、即ち續紀所載の天平十三年三月二十四日が果して妥當であるかどうかについてである。いうなれば僅かな月日の詮索にすぎない。しかし、より正確な史實の上に立つて歴史敍述がなされるべきであるのに、今日一般に刊行されている日本史概説書において、後述するところによつて明らかのように、多くの難點をもつ天平十年詔發布説を記すものが、かなりあるという點は一考を要すべきであろう。さらにまた、國分寺建立は、輝かしい天平文化を最も具象

化するものであることは論をまたないが、尙また日本古代史の高いピークとしてクローズアップされる聖武朝の最も顯著な事象として、それが建立の歴史的意義について考を及ぼさるべきであろう。いまは、その手掛りとして、一應當面の論點である國分寺建立詔發布の時期について、諸説を整理、批判することから考を進めていくたい。それぞれの問題の所在を明らかにしていくために、一般に周知かと思われる問題點も、煩雜ではあるが、改めて掲げ論じていきたい。

註①

最近の概説書の二、三を擧げれば、坂本太郎編『日本史』(世界各國史昭和三十三年)九九頁。石母田正・松島榮一著『日本史概説』(岩波全書、昭和三十年)九〇頁。赤松俊秀・柴田實共著、『古代國家の展開』(京大日本史2、昭和廿六年初刊)一二〇頁。阿部眞琴・今井林太郎・井上薰編『大學日本史』(昭和三十三年版による)七二頁。など、すべて天平十年とされている。

先ず論議の基因である國分寺建立詔發布年月日の史料に現われる相違を見ると、續日本紀には、左記の如き詔文を、天平十三年三月二十四日條に掲げてある。長文で煩わしくはあるが後述の論考にそなえて全文を示そう。

① 詔曰。朕以_ニ薄德_ニ、忝承_ニ重任_ニ、未_レ弘_ニ政化_ニ、寤寐多慚_ニ、能_ニ臻此道_ニ、頃者年穀不豐_ニ、疫癘頻至_ニ、災除福至_ニ、修_ニ何政化_ニ、能_ニ是以廣_ニ蒼生_ニ、遍求_ニ景福_ニ、故前年馳驛_ニ、增_ニ節天下神宮_ニ、去歲普令_ニ天下_ニ造_ニ釋迦牟尼佛尊像高一丈六尺者各一舖_ニ、并寫_ニ大般若經各一部_ニ、自今春_ニ已來_ニ、至于秋稼_ニ、風雨順_ニ序_ニ、五穀豐穰_ニ、此乃微_ニ誠啓_ニ願_ニ、靈貽如_ニ答_ニ、載惶戴懼_ニ。無_ニ以自寧_ニ、案_ニ經云_ニ、若有_ニ國土講宣讚誦_ニ、恭敬供養_ニ、流通此經_ニ王者_ニ、我等四王_ニ、常來擁護_ニ、一切灾障_ニ皆使_ニ消除_ニ、憂愁疾疫_ニ亦令_ニ除差_ニ、所_レ願遂_ニ心_ニ、恒生_ニ歡喜_ニ者_ニ、宜_レ令_ニ天下諸國_ニ各敬_ニ造七重塔一區_ニ、并寫_ニ金光明最勝王經_ニ、妙法蓮華經各十部_ニ、朕又別擬_ニ寫金字光明最勝王經_ニ、每_レ塔各令_ニ置_ニ一部_ニ、所_レ冀_ニ聖法之盛_ニ、與_ニ天地_ニ而永流_ニ、擁護之恩_ニ、被_ニ幽明_ニ而恒滿_ニ、其造塔之寺_ニ、兼爲_ニ國華_ニ、必擇_ニ好處_ニ、實可_ニ長久_ニ、則不_レ欲_ニ薰冕所_ニ及_ニ、遠人則不_レ欲_ニ勞_ニ衆歸集_ニ、國司等各宜_ニ務存_ニ嚴飾_ニ、兼盡_ニ潔清_ニ、近感_ニ諸天_ニ、庶幾臨護_ニ、布_ニ告遐邇_ニ、令_ニ知_ニ朕意_ニ、又每_レ國僧寺_ニ、施_ニ封五十戸_ニ、水田_ニ十一町_ニ、尼寺_ニ水田_ニ十町_ニ、僧寺必令

レ有_ニ廿僧_ニ、其寺名爲_ニ金光明四天王護國之寺_ニ、尼寺_ニ十尼_ニ、其寺名爲_ニ法華滅罪之寺_ニ、兩寺相共_ニ宜_ニ受_ニ教戒_ニ、若有_ニ闕毎_ニ至_ニ月半_ニ、誦_ニ戒羯磨_ニ、每月六齋日_ニ、公私不_レ得漁_ニ獵殺_ニ者_ニ、卽湊_ニ補滿_ニ、其僧尼_ニ、每月八日_ニ、必應_ニ轉_ニ讀_ニ最勝王經_ニ、生_ニ國司等宜_ニ恒_ニ加_ニ檢挾_ニ、

以上が續紀所載の國分寺建立詔であるが、さらに類聚三代格には一部の用字の相違をのぞいて上掲の詔文並びに條例三カ條と殆んど同文の部分の他に、五カ條の願文を附加した詔を天平十三年二月十四日としてのせてある。即ち、

② 一、願天神地祇共相和順、恒將_ニ福慶_ニ永_ニ護國家_ニ、

一、願開闢已降先帝尊靈、長幸_ニ珠林_ニ同遊_ニ寶刹_ニ、

一、願太上天皇、大夫人藤原氏、及皇后藤原氏、皇太子已下親王、及正二位右大臣橘宿禰諸兄等、同資_ニ此福_ニ俱向_ニ彼岸_ニ、

一、願藤原氏先後太政大臣、及皇后先妣從一位橘氏大夫人之靈識、恒奉_ニ先帝_ニ而陪_ニ遊淨土、長顧_ニ後代_ニ而常衛_ニ聖朝_ニ、乃至自古以來至於今日、身爲_ニ大臣_ニ竭_ニ忠奉國者、及見在子孫_ニ俱因_ニ此福_ニ各繼_ニ前範_ニ堅守_ニ君臣之禮_ニ、長紹_ニ父祖之名_ニ廣_ニ治群生_ニ通_ニ該庶品_ニ同解_ニ憂惱_ニ共出_ニ塵籠_ニ、一、願若惡君邪臣犯_ニ破此願者、彼人及_ニ子孫_ニ必遇_ニ災禍_ニ、世世長生_ニ無_ニ佛法_ニ處_ニ。

天平十三年二月十四日

と記されている。右の日付は、さらに他の官邊の國分寺關係史料にも見られ、三代格所收の延暦二年四月二十八日、「應^ニ國分寺僧死闕替^ニ事」及び弘仁十二年十二月二十六日、「應^ニ補^ニ國分金光明寺僧闕^ニ事」という太政官符に、去る天平十三年二月十四日の「勅處分」あるいは「格」によるとしている。また續紀においても、天平十九年十一月七日の國分寺造營を促す詔に、右日付で建立發願を詔したと記し、さらに延暦二年四月二十八日條の前記國分寺僧の闕員を補うことについての官符に對應する記載にも、十三年二月勅處分と記している。

次に今一つの史料に見えるる日付は、正倉院所藏御物織成最勝王經帙に記すところで、

③ 依天平十四年歲在壬午春二月十四日勅 天下諸國每塔安置金字光明最勝王經

とある。この帙は、前掲國分寺建立詔中に記されてあるように、各國分寺の塔中におさめられた金泥金光明經の一つで、恐らく東大寺に施入されたものであろうから同時代の史料ではある。

以上の如く官邊の史料に見えるところであえ、詔發布年月日に關して三異傳があることになる。即ち再度列記すれば次の如くである。

月二十六日、「應^ニ補^ニ國分金光明寺僧闕^ニ事」という太政官符に、去る天平十三年二月十四日の「勅處分」あるいは「格」によるとしている。また續紀においても、天平十九年十一月七日の國分寺造營を促す詔に、右日付で建立發願を詔したと記し、さらに延暦二年四月二十八日條の前記國分寺僧の闕員を補うことについての官符に對應する記載にも、十三年二月勅處分と記している。

次に今一つの史料に見えるる日付は、正倉院所藏御物織成最勝王經帙に記すところで、

③ 依天平十四年歲在壬午春二月十四日勅 天下諸國每塔安置金字光明最勝王經

とある。この帙は、前掲國分寺建立詔中に記されてあるように、各國分寺の塔中におさめられた金泥金光明經の一つで、恐らく東大寺に施入されたものであろうから同時代の史料ではある。

上述の如き混亂に注意され、發布年月日について詳しく述べたのは荻野由之博士⁽³⁾である。この博士の論考が契機となり、爾後現今に至るまで論をなす人、十指をこえるに及んでいる。いまそれら諸説を整理、列舉してみよう。

① 先ず荻野博士は、詔を本文と諸願條例の部分とに分けたて考えられ、本文を天平十年秋冬の頃、諸願條例を天平十三年二月十四日とされた。この説は、その後辻善之

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| ① 天平十三年三月二十四日 (『續紀』) | ② 天平十三年二月十四日 (『類聚三代格』) |
| ③ 天平十四年二月十四日 (『最勝王經帙銘』) | |

二

上述の如き年月日の相違は、すでに早くから史書編纂に影響を與えており、『類聚國史』、『日本紀略』等は①の月日に據り、『政治要略』、『延暦僧錄』等は②の月日を記している。また一方、『扶桑略記』は前記三異傳に見えない天平十三年三月十四日という月日を掲げている。これは僧皇圓が別箇の史料にもとづいて記したものか明らかでないが、恐らく月日の相違を折衷して獨自に記したものであろう。

助博士も賛同され、更に最近では石田茂作博士^⑤も此の説によつておられる。また喜田貞吉博士は後述の如く詔文の分析等、荻野博士と異なるが、天平十年秋冬という年次には同じでおられる。

② この荻野説に對し、角田文衛氏^⑥が異論を出され、詔文は天平十二年八月とされた。但し諸願條例は荻野説と變りない。角田説を承ける論者は伊野部重一郎氏^⑦で、分析を一步進められ、詔文の大部分—七重塔造立までを天平十二年八月二十日、詔文の終の金光明經塔中安置以降、諸願條例は十三年二月十四日勅とされた。

③ 角田説より先に境野黃洋博士は、續紀記載も錯誤とすべきでなく八項願文は二月のもので、その廣く天下に發表されたのは、三月であつたと考えたが正しいとされた。今井浄二氏^⑧もこの説に従つておられる。

④ 井上薰氏^⑨は三代格所載の勅を創建の勅とするのが妥當とされ、荻野説に對し獨自の反論を加え、天平十三年二月十四日を正しい發布年月日とされた。また和田軍一氏^⑩は、詔の本文と諸願條例は不可分の關係にあるとし、諸官符に見られる諸願條例發布の十三年二月十四日に、詔本文もかけるべきだとされる。

以上の如く諸説を整理、要約すれば、都合四説となし得よう。列記し直せば、

- ① 天平十年秋冬、十三年二月十四日説（荻野説）
② 天平十二年八月二十日、十三年二月十四日説（角田説）
・伊野部説

- ③ 天平十三年二月十四日、十三年三月二十四日説（境野—今井説）
④ 天平十三年二月十四日説（井上・和田説）

- ② 荻野博士「國分寺建立發願の勅詔について」（史學雑誌）33の6大正十一年。
③ 辻博士『日本佛教史』上世編、一八五一—一八七頁、（昭和十九年）。

- ④ 石田博士『東大寺と國分寺』（日本歴史新書、昭和三十四年）。

- ⑤ 喜田博士「國分寺の創設と東大寺の草創」（角田文衛氏編『國分寺の研究』所收、昭和十三年）。

- ⑥ 角田教授「國分寺の設置」（國分寺の研究）所收。

- ⑦ 伊野部氏「國分寺創建の詔について」（續日本紀研究）4の1。

- ⑧ 境野博士『日本佛教史講話』（昭和六年初刊）。

- ⑨ 今井氏『國分寺創建論』（史觀）2。

- ⑩ 井上薰氏『圖說日本文化史大系3、奈良時代、佛教』（昭和三十一年）。

(11) 和田氏『國分寺の詔の發出の時期』(『歴史教育』5の5、昭和三十二年)。「國分寺のみことのり」(『上代文化』13)

補註 下章において上記各氏の所説引用の場合、特別にことわらない限り、上掲論著に説かれたものであるから、再び掲げない。

三

上述の如く諸説區々に出され、その論説も錯雜甚しく何れが妥當か判斷しにくい状態である。そこでいま諸説の論議の中心點を整理、批判し、問題の在りかを明らかにしよう。

① 先づ詔本文に「故前、馳驛増^ニ飾天下神宮、去歲、普令^ニ天下^ニ造^ニ釋迦牟尼佛尊像高一丈六尺者一鋪、並寫^ニ大般若經各一部^ニ」とある中の「前年」、「去歲」の語についてである。荻野博士によれば「前年、馳驛増^ニ飾天下神宮」とは、『續紀』天平九年十一月癸酉條、「遣^ニ使千

畿内及七道^ニ令^ニ造^ニ諸社」を指し、また「去歲、普令天下^ニ造^ニ釋迦牟尼佛……並寫大般若經各一部」というのは、天平九年三月丁丑詔に相當する。従つて「前年」「去歲」というのは、ともに天平九年をいつており、即ちこの詔は天平十三年に出されたのでなく、十年と考えられるという。しかしこれは夙に村尾元融⁽¹²⁾が指摘したよう、「前年」「去歲」を文字通り昨年^ニ一年前に限定すべき

でなく、漠然と先年というように、二、三年乃至數年前を意味すると考えたが妥當であろう。何故なら既に角田教授が卓説されたように、天平十二年六月甲戌紀に「令^ニ天下諸國^ニ毎^ニ國寫^ニ法華經十部、并建^ニ七重塔上焉」とある記事が、大きな障害とされるからである。即ち、若し天平十年に詔が出されたとするならば、既に詔中にある七重塔建立を二年後更に發令したことになるが、國分寺跡調査結果によつても、塔が二基建立されたとは見られないし、同じ詔が重複して、しかも伊野部氏が指摘されたように、先づ總括的な詔が發布された後で、その一部がくり返されるということは考えられないとされよう。荻野博士の天平十年説は妥當でないと思われる。この點は角田教授の反論をはじめとして、井上、伊野部、和田、家永各氏とも一致している。

② 次に續紀、天平十三年正月條に、「故太政大臣藤原朝臣返^ニ上食封五千戸、「一千戸依^ニ舊返^ニ賜其家、三千戸施^ニ入諸國、國^ニ分^ニ寺^ニ以充^ニ造^ニ丈六佛像^ニ之料^ニ」とあり、國分寺の名が見えることである。これも荻野博士の所論で、既に十三年正月に國分寺の名が見える限り、同年二月あるいは三月ではなく、正月以前であらねばならないとされる。しかしこれに對し角田氏は、祿令によれば、

太政大臣に對する食封は三千戸であるのに、不比等の返上した食封が五千戸とはおかしい。それに國分寺は天武朝に淵源があるから、天平十三年正月に、その名が見えようとも何ら不思議でないとされる。しかも國分寺と金光明寺・法華寺とは別であり、金光明寺・法華寺建立詔發布の下限を十三年正月とすることは妥當でないとされている。また家永氏⁽¹⁵⁾も國分寺は天平九年に建立詔が出されているから、十三年正月に見えるのはさしつかえないとされる。

國分寺というべき寺が、天武朝に存したか否か、また天平九年を創建として妥當か否かは後章に論ずるとして、この十三年正月紀の國分寺の記載を、その儘うけとつてよいか疑問である。井上氏は、この語は續紀編者の追記したものとされる。即ち天平十三年正月以前では、天平九年三月詔で諸國造像、寫經が命ぜられたのみで、「國分寺」の確實な文書での初見は、天平十四年優婆塞貢進解である。従つて天平十三年正月、藤原氏の食封返還があり、これを造佛料にあることを定め、二月に國分寺創建勅が出されたのを、續紀編者が食封の施入先を國分寺と追記したと考える方が前後の順序が立つと論じておられる。

上述の四論のうち、國分寺の語を續紀編者の追記と見るのが、最も穩當と考えられる。不比等への食封は、慶雲四年四月に詔されたが、不比等は辭退したので二千戸に減じて賜わった。うち一千戸は子孫に傳えたものであるが、これを國分寺造佛料として返還、施入したことは事實と考えられる。しかしそれは正式に國分寺建立詔が發布される以前ではあつたが、しかし食封は、一ヵ月後に正式に詔された國分寺に施入されるべく返還されたものであつたろう。日付の上からは詔の出される以前に國分寺の名を用いることは正しくはないが、後代修史家が施入先を記す場合、後の名稱で表現することは已むを得ないことであろう。國分寺の名が天平十三年正月に見えることをもつて、建立詔發布がそれ以前であらねばならぬとは斷定できない。

③ 次に重要な論點とされるのは、「自今春已來、至于秋稼、風雨順、序五穀豐穰、此乃徵誠啓願、靈貺如答」の記載である。荻野博士は、これを論じて、「今春以來、至于秋稼」という限り、二月あるいは三月でなく、秋稼以後でなくてはならないとされる。従つてそれは秋冬の間とされた。角田氏もこの點は認められるが、秋冬よりもむしろ台風の來襲する初秋から仲秋と考え、さら

に前述の「前年」「去歲」を昨年と見ないこと、また十二年六月甲戌紀の七重塔建立の記載に留意し、續紀の錯簡を指摘して、十二年八月に詔發布と説かれた。伊野部氏は一步進められ、續紀の大赦の記載と佛教關係記事の關連性から十二年八月甲戌(二十日)に詔發布とされた。

ところが井上氏は、これに對し獨自の見解を出され、「自今春已來」を過去を述べたものでなく、將來への願望を述べたものとされた。甚だ興味深い見解ではあるが、しかし將來のこととすると詔全體の行文上理解し難いのではなかろうか。今春の時點を氏の結論からして、天平十三年二月十四日におくとすれば、「今春已來」の記載に續く「宜く令下天下諸國各敬造三七重塔一區、並寫^ウ金光明最勝王經、妙法蓮華經各十部^上」はいかに見るべきか。この記載は後述するように、天平十二年六月甲戌紀の記載と對應するものなのである。井上氏によれば、將來の五穀豐穰を願つて七重塔を建て、經を寫すことになるのであろうが、その七重塔建立、寫經のことは、すでに十二年六月に詔されている。あくまで今春已來を將來のこととするならば今春の時點を十二年におきかえねば文意は通じなくなろう。このような無理を敢えておかずよりも、すなおに解し、改めて、この邊の詔文構成に

檢討を加えなおすべきであろう。日付を二月あるいは三月としながら、文中にこれに反する語を入れている矛盾を何故おかしているのであろうか。本來詔文にこのよう記されていたのかどうか、改めて後章に考察を加えたい。

次の論點は、④正倉院藏御物最勝王經帙銘の年月日である。喜田貞吉博士は帙銘を當時の遺物として重視され、三代格の年月日は年數を一年誤つて記したものとされる。しかし角田氏は、寫經は短時日になされるものでないから、この經帙も詔勅發布後かなりの年月を経て織られたであろう。従つてその間に製作者によつて誤られたものと解された。また井上氏は獨自の見解を出し、帙銘に天平十四年二月十四日の勅とするのは、國分寺創建を意味せず、前年の十三年二月十四日の創建が命ぜられ、寫經の塔中安置が令されたものを一年後重ねて命ぜられたとされる。しかし重ねて寫經塔中安置を令するにしては、丸一年後の同日とは、あまりに近似した日付でなかろうか。一周年記念とでもいうのであろうか。二月十四日という日付は、天平十九年十一月詔、延暦二年四月二十八日紀、同日付の官符、弘仁十二年十二月二十六日官符等に見え、何れも十三年次にかけられていること

からすれば、角田教授の説かれるように、寫經完成に至る間における製作者の誤とすべきが穩當であろう。即ち天平十三年二月十四日の誤であり從つて最勝王經帙銘は詔發布年月日考察の史料から除いて差し支えなかろう。

以上の諸論點は、詔本文に關するものであるが、さらに諸願條例について見ると、

⑤三代格に記す諸願第七項、「願藤原氏先後太政大臣、及皇后先妣從一位橘氏大夫、人之靈識」とある「大夫夫人」の語である。喜田貞吉博士は、橘三千代が大夫夫人となつたのは正一位を贈られた天平寶字四年八月七日の勅によつてである。従つてこの願文は天平十三年にさかのぼり得ず、詔本文及び條例第三項までとは同列に論じられな

いとされた。これに對し和田氏は、大夫人の稱は、光明皇后の天平十二年五月一日願經願文に見えるから、十三年發布の詔の付囑文でないとはいえた。また前掲請願文中「先後太政大臣」の語に關し、喜田博士は、先後太政大臣とは鎌足と不比等の兩者と考えられるが、しかし鎌足は大織冠内大臣であつたはずで、太政大臣ではなかつた。また不比等も、寶字年中に仲麻呂の奏請によつて始めて贈太政大臣となつており、天平十三年では太政大臣ではなかつた。従つてこの願文は、詔本文

和田軍一氏は、何故か、「先後」を「先考」と考訂されている。石田茂作博士も最近著において、これに従つておられる。即ち先考は不比等ということになるが、しかしへ何れにしろ不比等は、前述の如く天平十三年には太政大臣でなかつたのであるから、この文は天平十三年發布のものでないとされよう。

ともかく諸願五條項は、何れも「願」くばの語ではじまり、文體及び内容的にも詔本文並びに條例第三項までは、同列に論じ得ないことは、前記喜田博士はじめ、角田氏、伊野部氏の考察される通りであると考えられ
る。

以上國分寺建立詔の本文及び諸願條例中の疑問とされ
る諸點を整理批判して來たが、さらに建立詔全體の問題
として、續紀には頭初に掲げた如く、「詔曰」とある
が、三代格には、「勅」とあること、さらに三代格所
收、弘仁十二年十一月二十六日付太政官符には、「右
案去天平十三年一月十四日格」備とあることである。
即ち「詔」「勅」「格」の區別の問題で、これらを如何
に解すべきかということである。荻野博士は修史家の手
心によるとされたが、喜田博士はこの區別を詳しく考察

され、恐らく當初、詔として發布されたものや、時には勅として發布されたものなど、數回に亘つて出されたものを一文にまとめたものが續紀編纂史料の一つとしてあつたが、續紀編纂の時に國分寺建立發願を示した原文が失われていたため、右の史料の主要な部分をとつて「詔」として収めた。三代格は全文を「勅」として収めたものでなかろうかとされている。角田教授は前述の如く、天平十二年八月に建立のことが恐らく「詔」として出され、翌年二月に至つて、その實施細則が官符によつて出されたといわれている。しかし伊野部氏は、施行細則は「格」としてではなく、「勅」として出されたとされる。即ち前掲した延暦二年四月二十八日紀及び同日付官符所引天平十四年五月二十八日官符に、天平十三年二月十四日の「勅」により僧寺に必ず二十僧を置かれたとするから、條例第二項の一部は「勅」として出されたと知られる。従つて條例第二項の他の部分、即ち「寺命名のこと、及びそれと同時に出されたらしい條例第一及び第三項もまた同じ「勅」として出されたと考えられた。さらに本文中の擬寫金光明經塔中安置のことも、前述の如く十三年二月十四日のことと考えられるから、これも本来は條例の各項と共に、同じ「勅」に含まれていたとさ

れる。結局延暦十六年續紀編纂に際して、右の十二年八月の「詔」文と、十三年二月十四日「勅」とを合せ、誤つてか「詔」として十三年三月にかけて記し、弘仁格においては、それを「勅」と表現して十三年二月十四日として記したといわれる。さらに弘仁十二年十二月二十六日官符に、天平十三年一月十四日の「格」により云々とあるのは、延暦(十六)から弘仁(十)の間に、願文五カ條が十三年の勅に書き加えられ、條例の形をとつた爲、誤つて「格」として記したと論じておられる。

右の如く「詔」「勅」「格」の別について、微細に分析されており、それぞれ首肯し得べき論を含んでいるが、通じて見れば、何れもが後代修史家の混用によるものという考えに相異はない。ただその原形の探索に論の岐點がある。その點にさらに考を進めたいが、その前に「詔」「勅」「格」が、一般にどの様に區別されているのか、國分寺關係以外の事項について調査して見たい。ところが意外にも實際は、「詔」「勅」の別ははつきりされず、混用されている例がかなり多いのである。これは既に二宮正彦氏も少しく指摘されたところであるが、⁽¹⁶⁾ 繼紀天平九年九月癸巳條に、「詔曰、如聞、臣家之稻、貯蓄諸國、出舉百姓、求利交關(下略)」と見られるの

は、三代格天平九年九月二十一日格に「勅、如聞……」とあり、さらに寛平七年三月二十三日官符には、「右檢天平九年九月二十一日格、備」と記されてある。このほかさらに類例を擧げれば、續紀養老元年十一月戊午條に「詔曰、國輸絹絶貴賤有差、……(下略)」と調庸に關して出されているのは、三代格(卷八)に、同年月日付で「勅、國輸絹絶、……(下略)」と記している。また國分寺建立詔の場合と比較、検討すべき恰好の史料として擧げられるのは續紀天平十五年五月乙丑條に見られる墾田に關するもので、即ち「詔曰、如聞、墾田依^ニ養老七年格限滿之後、依^レ例收授、由^レ是農夫怠倦、開^レ地復荒、自今以後(下略)」とあるが、これは三代格(卷十五)には、天平十五年五月二十七日付で、「勅、墾田據^ニ養老七年格、……」とある。しかも前半(咸悉永年莫取まで)は紀と同文であるが、後半(其國司在^レ任之日以下)は、紀と全く別文である。さらに續紀天平神護元年三月丙申條には、「勅今聞墾田據^ニ天平十五年格、自今以後……(下略)」と見え、同じ續紀の記載ながら「格」とされている。さらに『令集解』田令に、古記の説として、「天平十五年五月二十七日格、勅、如^レ聞、墾田據^ニ養老七年格、……」とあり、文も三代格と全く同文であるが、さら

に三代格の文のあとに、先の續紀天平十五年五月乙丑條の詔文後半部、「其親王一品及一位五百町、一品及二位……(中略)……國司在^レ任之日、墾田一依^ニ前格」までが附加されている。全く國分寺建立詔と同様に「詔」「勅」「格」とそれぞれの記載があり、しかも文の構成もそれぞれ異なつてゐることは注意に値する。

上述の他、なおさらに詔、勅の混用は指摘されるが、いま上掲の混用例を手がかりに、それらの相異に考を及ぼそう。凡そ「格」というのは、『弘仁格式序』に、「格則量時立制」と、また『貞觀格序』には、「然則格者律令之條流、政教之輓軌」とあるように、隨時必要に應じ制定し、律令の不備を補い、施行に便にしたものである。その發出の形式は、詔、勅によるものもあるが、多くは太政官符の形式で詔、勅を公布したものである。令集解公式令に明らかな様に、本來詔及び勅が實際に施行されるについては、太政官が符を全國に出すことによつて始めて周知施行されるのである。従つて公布された詔、勅の内容を知る場合、具體的にその施行を指令した官符について見た方が判り易い譯である。その官符は、いわゆる「格」と稱されるが、上例において、詔、勅に對し、格という記載は、同等の性質のものの別稱として混用し

てゐるのではない。墾田に關する令集解田令の記載に、「天平十五年五月二十七日格」として次に「勅、如聞……」とあることからもわかるであろう。詔勅の具體的施行を指令した官符であるから、後代、既に公布された法令について記す場合、それを令した詔、勅よりも、官符によつて具體的なことを知り得る譯であるから、「格云」ということにならう。

ところが「詔」「勅」の相異は、公式令に明記されるが、『令義解』によれば、

詔書式謂。詔書勅旨。同是綸言。但臨時大事爲レ詔。尋常小事爲レ勅也。

とあり、詔と勅は、臨時と尋常、大事と小事の差があり、さらに作製手續等も異なることが知られる。しかしさらに作製手續等も異なることが知られる。しかし『令集解』に、穴説、跡説、朱説等の諸説が、それぞれ論議しているように、大事小事、臨時尋常といつても、その區別は微妙であり、實際には判別はかなり困難であつたと思われる。従つて前掲の如き混用例は、他にもかなり見られるのである。⁽¹⁵⁾ この様に見れば、詔、勅の區別は、必ずしも判然と辨別の上、使用されたものでなく、かなりイージイに使われたと考えてよかろう。従つて國分寺建立詔についても、詔、勅の區別に、それ程神經質に考える必要はないと思われる。

上來國分寺建立詔發布年月日に關する諸説の論議の中點を整理、批判して來たが、結局、なお問題として残るのは、(3)の「自今春已來、至于秋稼」の語句である。この語のある限り、天平十三年二月あるいは三月という時日は不可能となる。この點から、さらに考を進めてみよう。

(12) 『續日本紀考證』卷五。

(13) 家永博士「再び國分寺の創建について」—石村・井上兩氏の批判に答える—(『續日本紀研究』4の5、昭和三二年)。

(14) 家永博士『上代佛教思想史』(昭和十七年)。
(15) 辻、境野兩博士も鑑足と不比等の兩者と考えられてゐる。

(16) 二宮氏「國分寺建立詔をめぐる諸問題」(『史泉』9昭和三十三年)。

(17) 天平寶字二年二月壬戌成紀、禁制に關する記事、に「詔」とあるに對し、格には「勅書傳」とある。また延暦五年四月十一日紀、諸國の調庸に關して「詔」、格には「勅」。慶雲三年二月十六日紀及び延暦三年十一月三日紀、の「詔」は、格にそれぞれ「勅」とある。

四

詔本文を改めて檢討すると、既に喜田博士が卓識されたように、文中に前後數回に亘つて起つた事實が含まれ

- ていて、それらが文の主幹を構成していることが知られる。即ち、
- ①「前年馳驛増飾天下神宮」は天平九年十一月癸酉紀の「遣使ニ畿内及七道、令造諸神社」と對應しる。
 - ②「去歲、普令天下造釋迦牟尼佛尊像高一丈六尺者各一鋪、并寫大般若經各一部」は、天平九年三月丁丑紀の「詔曰、毎國令下造釋迦佛像一軀、挾侍菩薩二軀兼寫大般若經一部」
 - ③「宜令天下諸國各敬造七重塔一區、并寫金光明最勝王經、妙法蓮華經各一部」は天平十二年六月甲戌紀の「令ニ天下諸國、毎國寫法華經十部、并建七重塔上焉」
 - ④「朕又別擬寫金字光明最勝王經、每塔各令置一部」は、最勝王經帙銘の「依天平十四年歲在壬午春一月十四日勅」「天下諸國每塔安置金字光明最勝王經」
 - ⑤「又每國僧寺、施封五十戶、水田十町、尼寺水田十町」は、天平十三年正月丁酉紀、「故太政大臣藤原朝臣家返上食封五千戶、一千戶依舊返賜其家、三千戶施入諸國國分寺以充造丈六佛像之料」
 - ⑥「每月六齋日、公私不得漁獵殺生」は、天平九年

八月癸卯紀、「命四畿内監及七道諸國僧尼、清淨沐浴、一月之内三度、令讀最勝王經、又月六齋日、禁斷殺生」

以上の如く詔の主要な記載は、それぞれ記の記載の事實と對應しる。特に②の大般若經書寫のことは、『伊豆國正稅帳』に、「依太政官去天平九年三月十六日符、書寫大般若經調度」と見え、明らかに史實と見なしうる。しかし④の擬寫金光明最勝王經塔中安置の年月は、最勝王經帙銘の天平十四年二月十四日となし得ないことは前章に述べた如くである。即ち十三年二月十四日とされるべきである。ただ寫經の塔中安置の事實は確かに認められる。この他、喜田博士は對照されていないが、條例第二項の

- ⑦「毎國造僧寺、必令有三廿僧、其寺名爲金字光明四天王護國之寺、尼寺二十尼、其寺名爲法華滅罪之寺、兩寺相共宜受三教戒」(下略)とあるのは、延暦二年四月二十八日官符所引天平十四年五月二十八日官符に、「奉去天平十三年二月十四日勅處分、毎國造僧寺必令有三廿僧」(下略)と見えるのに對應し得、また天平十九年十一月七日詔に、「朕以去天平十三年二月十四日、至心發願、欲使國家永固、聖法恒修、遍詔天下諸國、

國別令「造金光明寺、法華寺」(下略)とあるから、條例第一項も正しく十三年二月十四日に出されたといい得よう。

敍上によつて、詔本文及び條例三項の、國分寺建立に關する樞要な部分は、すべて續紀または三代格に見える他の詔勅、格等によつて、その史實性を裏付け得るわけで、國分寺建立詔といふのは、これららの史實を適當な語句で綴合せたものということになろう。こういう形の文が、國分寺建立詔の原初の形態であつたかどうかが問題であり、これがいつ成されたかが考えられねばならない。

詔本文に附屬する條例三カ條は、前記の史實との對照で明らかなる如く、天平十三年二月十四日に出されたものであることは間違ひない。ところが詔本文は、「自今春已來」の語がある限り、そしてこれが將來のことと考えられない限り、右の條例と同時に十三年二月十四日に出されたとはなし難い。そこで角田教授は前にも述べた如く、天平十二年六月甲戌紀の七重塔建立、法華經寫經の史實を、續紀の錯簡をなおして八月二十日に比し、この時をもつて國分寺建立詔を發布されたとされた。それならば何故天平十二年八月條に建立詔をかけなかつたかと

いうと、續紀編纂者が、翌年三月にもほぼ同様な記載があるのに不思議に思い、多くは削除した上に七重塔建立のことと、法華經十部のことのみを略記したと考えられた。ところが既述したように、詔文中の擬寫金光明經塔中安置は、十三年二月十四日と考えられるから、詔本文全體が十二年八月に出されたとするには支障がある。從つて伊野部氏は、擬寫金光明經塔中安置の文のみ、他の文からきりはなし、十二年八月にはこの文を除いた形で詔として出され、十三年二月十四日に、寫經塔中安置と、條例三項が獨立して勅されたものと解しておられる。金字寫經塔中安置と、條例三項が、以前に出された詔の細則でなく、別に出されたという考定は妥當と思われるが、しかしつて天平十二年六月甲戌紀における七重塔建立、法華經寫經のことをもつて、國分寺建立詔の發布年月日とすることには、なお吟味を加えねばならない。何故七重塔建立と法華經寫經が、國分寺建立を令したものとされるのであろうか。一體國分寺建立詔といふのは、いかなることを令すべきものであつたのかということである。

大體寺院の建立を詔するという場合、その創建を企圖するに當つて發布されるのが普通であろうと思われる。

しかし國分寺の場合、すでに天平九年釋迦造立を始めとして、次々と施策がなされており、むしろ逆である。本來なら釋迦造像の前に、若くは同時に發願の詔が出されて然るべきである。この點から家永博士は、天平九年釋迦造像をもつて、國分寺建立詔を出されたものとされた。師鍊も『元亨釋書』に、右の釋迦像造立をもつて、「是國分寺之權與也」としているのも、この様な考えによるものであろう。しかし天平十九年十一月己卯詔に、「詔曰、朕以去天平十三年二月十四日、至心發願、欲レ使國家永固聖法恒修、遍詔天下諸國、國別令」造金光明寺法華寺、(下略)」とあり、國毎に官寺を建造するといふ發願を中心に行われたのは、天平十三年であるという。とすれば、これ以前の施策は何であつたか、國分寺と無關係であつたのかということである。しかし改めて指摘するまでもなく、天平九年の釋迦造像をはじめ、七重塔、擬寫金光明經安置等、後程整備された國分寺の重要な構成要素となつてゐる。この様に考えて來ると、結局、全國に官制の寺を建てるという構想は早くからあつたが、それがはつきりと金光明寺、法華寺という名のもとに、僧寺、尼寺相對して建て、金光明最勝王經を護持させるという政策を打出すに至つたのは、天平十三年に

至つてからであつたということでなかつたか。その發願詔には、既に施して來た佛教政策を顧み、これからの一層大規模な政策を説明しようとしたものであろう。上述の次第は、後章で、その歴史的背景を考えることによつて、より判然と肯けられるであろう。

國分寺建立詔を、以上の如く解するならば、詔文の矛盾も解かれるであろう。即ち詔は、天平十三年二月十四日に發布された。しかし詔の原文は、恐らく續紀編纂に至るまで失われたのである。そこで前章で考察した如く、詔は具體的施行に當つて、官符によつて令されるため、そうした官符の形のものが、資料として殘されていたのを、續紀編者が集め、詔を復元掲載したものであろう。従つて編者は、斷片的な資料から復元するに當つて全體の文意に矛盾を來さない様、留意はしたであろうが、最後の發布月日との矛盾まで及ばなかつたのである。「自今春已來至于秋稼」の文も、もと何らかの詔恐らく天平十二年八月の七重塔建造を命じた詔にあつたのであるが、一の断片として残つていたのを、そのまま引用、成文したものと考えられる。それが、詔發布の二月という季節と矛盾することまで考えが及ばなかつたと見られる。また三月二十四日という日付も、この部分

擔當の續紀編者の誤であつたらしく、續紀の他の部分、天平十九年十一月詔では二月十四日としている。⁽¹⁵⁾ なお三代格所收詔文も、恐らく續紀の文、若くは略同じ資料によつて成したものであろう。ただし諸願五項目は前述した様に、本来天平十三年二月詔に附隨したものでなく、弘仁格編者があ別の資料によつて附加したものであろう。

上述によつて、國分寺建立詔は、天平十三年二月十四日發布と考えられる。

⁽¹⁶⁾ 三月廿四日という日付は、正倉院文書、天平十一年伊豆國正稅帳に「依太政官天平十一年三月廿四日符、講說最勝王經調度、價稻壹千肆百玖拾伍束」とある。あるいはこの官符が、續紀編纂史料中についたため、國分寺建立詔の日付と混同し誤記したものであろう。

五

上來國分寺建立詔の發布年月日について考察したが、さらにこの國分寺建立ということは、いかなる意味合いで持つものであるか、建立の歴史的背景を考察したい。それによつてまた、國分寺建立詔發布が、天平十三年二月十四日と考えるが妥當であることを重ねて考究しよう。

國分寺に關し、その歴史的考察を行つたのは、辻善之

助博士⁽¹⁷⁾を初めとする。博士は國分寺の創立は、金光明最勝王經の信仰にもとづくもので、從つてその濫觴は、經の流布した天武天皇御代に溯るとされた。しかし豊前志に見える御巫清眞の所説、即ち天武十四年三月詔「諸國毎家作佛舍、乃置佛像及經、以禮拜供養」を國分寺の濫觴とする説を引用されながらも、國分寺の名において普く天下に劃一的に設けられたのは天平十三年詔によるものとされた。そしてその建立の趣意は、詔に「頃者年穀不豊、疫癘頻至」とある様に、天平九年四月以降の疫瘡の流行のため、藤原一族四人ほか多くの官貴人が死んだ事實によつて、金光明經を奉じて國を護るうとする救急の策として國分寺建立詔が出されたものと解された。また國毎に劃一的に寺塔を建立することは、唐の大雲經寺の制度にならつたものとされた。矢吹慶輝博士もまた大雲經寺を模したものであることを詳説され、且つ國分寺は國土の莊嚴という意味をもつことを述べられた。この點は魚澄惣五郎博士⁽¹⁸⁾がさらには強調され、來朝する中國、朝鮮の人々に對する國の粧飾であつたとされた。しかし境野博士は、國分寺は中國の模倣でなく、日本獨自のもので、金光明經に基づく護國の信仰が、聖德太子以來發達結成したものであると論考された。秋山謙藏氏⁽¹⁹⁾

は、日本傳來後の佛教と政治との關係を考察し、天平初期すでに全國に國家統制下の寺院が存したのに、新らしい統制と組織を與えられたのが天平十三年詔であるとされた。また角田教授は、前述の御巫清眞の所説、天武十四年紀の「諸國毎家作佛舍」は國府におかれた國府寺で、これが國分寺の濫觴であり、この基盤の上に金光明寺、法華寺が成立するとされ、國分寺と金光明寺、法華寺を載然と區別考察された。これに對し家永博士は、天武十四年詔の毎家は國府でなく個人の私宅であり、國府の佛舍と考へ難いとされ、前述した如く天平九年釋迦造像をもつて、起源とされた。

上述の如く國分寺の創建をめぐつても諸説論議が分れるが、いま論點の中心と思われる天武十四年三月詔について考をめぐらそう。家永氏は、最近、諸氏からの批判に答へ、再び見解を發表されたが⁽²⁹⁾、「毎家」の家は、天下公民の屋舎を漠然と包括させつつ、實際には主として宮廷の上流貴族の住宅を念頭において書かれた文字とされ、個人の私宅とする舊説を主張された。この考のポイントは、持統天皇五年二月紀「天皇詔云卿等曰、卿等於天皇世作佛殿經藏、行三月六齋、天皇時々遣大舍人問訊、朕世亦如之、故當勤心奉佛法也」の記

事と、天武十四年三月紀の記事と對應せしめるところにあると思われる。即ち持統紀記事の「天皇世」を先帝天武天皇と見なし、天武朝にこの記事と對應する記載は、十四年三月紀以外ない。この兩記事を並べ考へるならば、「毎家」を個人の私宅—「公卿等」貴人官人の私宅と解するほかないというわけである。しかし問題は、持統五年紀の「天皇世」を何故先帝天武天皇と見なさねばならぬかということである。家永博士自身指摘される通り、この文章は曖昧な點があり、「天皇世」は一般的に言つたもので、特定の天皇を意味していないとも考へられる。即ち推古朝以來、歷代天皇がいだかれ、且つは實現して來られた佛教普及の理想を、持統天皇も同様に表現されたものと解しうる。そして理想の表現は、現實に、實施の問題でなく、大化元年における佛教興隆詔に、「凡自天皇至宇伴造所造、之寺不能營者、朕皆助作」とあるが如くに、觀念的な表現にとどまつたものであつた。このことは家永博士も、律令政治通有のことであると述べておられる。この様に考へれば、持統五年紀の記事を、敢えて天武十四年三月紀記載と對應せしめなくともよいであろうし、從つて「毎家」も個人の私宅と考へなくともよいであろう。もし天武十四年紀、持

統五年紀を對應せしめるとして、天武紀の「家」は、持統紀の「公卿等」の家であるわけであるが、ところが家永博士は持統紀の「公卿等」は、『中央政府の高官とするのが自然であつて、國司・郡司を「公卿等」というはずではなく、ことに「天皇時々遣^ミ大舍人^ミ問訊^ミ』とあるのは、明かに「公卿等」が皇居の近傍に住んでいた人々であることを示している』とされる。ところが天武十四年紀の「家」は、「諸國」のとあり、中央ではない。これはどうことになるのであらうか。自家擅着といふのは、あまりに失禮であろうが、ともかく理解に苦しむ。ところで天武紀以降の佛教關係の記載を見ると、天武十四年三月紀の記事を裏付ける如く、諸國において佛事が盛行されている。

天武天皇五年十一月、遣^ミ使於四方國、說金光明經、仁王經、持統天皇七年十月、始講^ミ仁王經於百國、四日而畢、持統天皇八年五月、以^ミ金光明經一百部^ミ送^ミ置諸國、必取^ミ每年正月上玄^ミ讀之、其布施以^ミ當國官物^ミ充之、文武天皇元年八月、令^ミ諸國^ミ每年放生、文武天皇二年二月、任^ミ諸國國師、文武天皇慶雲四年四月、令^ミ京畿及諸國寺讀經焉、聖武天皇神龜二年七月、詔^ミ七道諸國^ミ除^ミ冤祈^ミ祥、必憑^ミ幽冥^ミ、敬^ミ神尊^ミ佛、清淨爲^ミ先（中略）又諸寺院限、勸加^ミ掃

淨、仍令^ミ僧尼讀^ミ金光明經、若無^ミ此經者、便轉^ミ最勝王經、令^ミ國家平安也、

神龜五年十二月、金光明經六十四帙六百四十卷頒^ミ於諸國、國別十卷、先是、諸國所有金光明經、或國八卷、至是寫備頒下、隨^ミ經到日、卽令^ミ轉讀^ミ、爲^ミ令^ミ國家平安也、

天平元年六月、講^ミ仁王經於朝堂及畿內七道諸國、天平七年八月、勅曰、如聞、此日太宰府疫死者多、思^ミ欲救^ミ療疫氣^ミ以濟^ミ民命、又府（中略）大寺及別國諸寺、讀^ミ金剛般若經、（下略）

以上の如く諸國において佛事が催行されているが、このことについて家永博士は、諸國における佛事の催行は、必ずしも國府に附屬する寺院の設立を必要とするものでないとされ、承和十年十二月紀に、「山城國正月吉祥悔過、自^ミ弘仁十三年依^ミ官符旨^ミ於^ミ國廳^ミ修焉」、また朝野群載所收、寛治年間甲斐仁王會呪願文に「酒^ミ掃國廳^ミ、相擬^ミ結舍^ミ、懸^ミ百佛像^ミ、囑^ミ百法師^ミ、朝晡^ミ二時、讀^ミ說兩軸^ミ」とあること、また、天平勝寶八年十二月紀に、「越後……等廿六國々別頒^ミ下灌頂幡一具……（中略）……以^ミ宛^ミ周忌御齋莊飭^ミ、用^ミ了收^ミ置^ミ金光明寺^ミ、永爲^ミ寺物^ミ、隨^ミ事出^ミ用^ミ之^ミ」とあることから、奈良朝においても佛會が金光明寺以外の場所即ち多く國衙で修せられたことを暗示しているとされた。國廳が、どの様な規模

で、いかなる結構をもつたものであるか、文献及び遺跡、遺物の上からも明らかでないで、史料の上で國府に附屬する寺院の存在をさし示すことはできないが、しかし天武十四年紀が、單に理想の觀念的表現という如きではなく、ともかく諸國に實際に積極的に佛教を普及せしめたということは、上掲の諸例からも明らかであろう。ただ諸國において、官費をもつて行われた佛事が、どこでいかなる形で行われたが問題である。すでに家永博士の舉例にあつた如く、それらが多く國衙で行われ、修せられたことも明らかであるから、天武十四年三月紀の「諸國……置ニ佛像及經、以禮拜供養」も、國衙であつたといつてさしつかえなかろう。ただ「每家作佛舍」を國衙内に結構整備した堂塔伽藍が作られ、そこに佛像、經典が安置され、禮拜供養したとまで考えることはできない。しかしたとえどの様であろうとも、國衙に佛像、經典がおかれたのが明らかであれば、佛舍を作れというのも國衙内であつてよいであろう。「毎家」は、國廳をさすといつてよいであろう。しかし佛舎が實際に作られたかどうかは明らかでない。しかし現在推定される國廳の規模は、八丁四方の土地を劃し、中に一町毎の碁盤目の道路を作り、その中央の二町四方の土地に國衙を營み、周

圍に國司の館舎、國倉その他をおく、という如きものであつたとすれば、たとえどの様な形であろうとも、佛像、經典を納置すべき何らかの屋舎の存在を考慮することも可能でなかろうか。よし史料に徵證を得なくとも、國衙内に經がおかれ、佛事が修せられたことは、家永博士の擧げた前掲の例によつて明らかであるから、その建物も國衙内に建てられたとしても不當でないと考えられる。

絃上の如くであれば、「諸國毎ニ家作ニ佛舍」は、各國廳に佛堂を建てしめたと解してよいが、しかし、この佛堂が天平十三年詔の金光明寺の直接的起源であるとは明言しえない。ただ聖德太子以來、天武朝を経て、聖武朝に至る佛教政策を見るとき、金光明經を奉ずることによつて國を鎮護せしめんとする考えの同じ線上にあり、その間に本質的變化があるうとは考えられない。その意味で、天武十四年三月紀の事實は、一連の佛教政策の上において、始原的位置をしめ、天平十三年詔の金光明、法華兩寺の建立は、發展的、窮極的状態を示すものであるといえよう。この様な點は、家永博士も、金光明經の弘通が、やがて天平年間國分寺の建立となり、佛教治國策は制度的に完成をとげるが、國分寺が金光明經を安

置、護國を祈願する寺院であつたことを考えれば、國分寺創建事業のいとぐちは、既に天武、持統の政策のうちを開かれていたと見ることができると言つておられる。⁽²⁶⁾ この様な事情をより明らかにするため、今一度佛教傳來以來の佛教政策の展開をかえりみ、その中に國分寺建立の歴史的意義を考えてみよう。

(19) 辻博士「國分寺考」『日本佛教史之研究』所収・大正八年)。

(20) 矢吹博士「大雲經寺と國分寺」『宗教研究』新4の2・3・4、昭和二年)

(21) 魚澄博士「王朝時代の寺院制度と國分寺の興廢」『古社寺の研究』所収、昭和六年)

(22) 秋山氏「奈良朝に於ける國分寺創建の問題」『史學雑誌』43の4、昭和七年)。

(23) 家永氏、註(19)の論文。

(24) 家永氏、註(19)の論文、三頁。

(25) 石田博士、註(4)の著書。

(26) 家永博士「圖說日本文化史大系、②飛鳥時代」佛教の項。一八四頁、(昭和三十一年)。

凡そ古代社會においては、すぐれた呪的能力をもち、神靈を鎮め、加護をうけるべく、宗儀を實修することが

王者の要件の一つであつた。わが國の皇室が、その様な王者として成立してきたことは、紀記神話等によつて知られる。三世紀頃、未だ銅鐸、銅錐、銅劍を儀器とする様な地的宗儀の段階にあつた時、皇室は劍、鏡、玉を儀器とする様なより高度な天的宗儀を攝取、實修することによつて、宗教的に征服をなしとげた。すぐれた宗儀をもつことは、宗教的に優位にたち、それはまた政治的に優位にたつことであつた。皇室の政治的權力は、六世紀に至つて豪族の強盛に動搖するが、宗教的にも高度な宗儀をもつ佛教の流入に當つて、蘇我氏等豪族に優位に立ててしまつた。聖德太子の佛教興隆は、皇室が積極的に佛教を受容することによつて、宗教的權力を恢復し、またそれによつて政治的支配權力をかちとろうとしたものと見ることができる。この太子の考え方は、その後の各天皇の施策に顯われており、大化革新において佛教興隆詔において、「凡自天皇至于伴造、所造之寺不_レ能營_レ者、朕皆助作」というが如きは、宗教的權力の所在を明示しようとしたものである。これは改新政治を前進せしめんとされた天武天皇においては、特に顯著に打出され、前述の天武十四年三月詔の如きはその積極性を如實に示すものであり、さらには佛教のみならず、神社に對

しても制度化をすすめ、あらゆる権力を集中しようとするのである。爾後の各天皇の佛教施策も、この線上においてなされたものにほかならない。聖武天皇においては、社會的不安のたかまりとともに、増大しつつあつた政治的動搖に、より一層権力の誇示をはかつた。國分寺建立も、長屋王事件によつて皇親政治がくずれ、天皇の權威に危機が及んでくるに従い、その宗教的權力を再確認させ、動搖を收めようとされたものと考えられる。天平十二年九月に起つた藤原廣嗣の亂は、それを積極的に進める大きな契機となつたとも思われる。天平十五年の盧舍那佛造顯の發願は、この様な理念の窮極的到達點にあつた。しかしもはやこの様な形の天皇權力は、何等の意味ももたなくなつていった。國分寺の建設が選々として進まず、大佛造顯も却つて事態を複雑にせしめていったことは當然であつた。佛教もまた當然異つたあり方へ進まざるを得なかつたであろう。

上來全くの概觀にとどまつたが古代王權の基礎に宗教的權力を強調することは、あまりに片寄つた見方であるかもしない。また王權の宗教的權力を、八世紀までも考えることは妥當でないかもしないが、高度な佛教教義を哲理的に理解し得ず、現實的に理解、受容した様な

段階においては、尙この様な理念を考慮することもできよう。

上來、舌足らずではあつたが、國分寺建立の歴史的背景を通觀した。勿論上述は、瞥見にすぎず⁽²⁷⁾、その背景には尙多くの事情が横たわつてゐる。例えは、僧寺、尼寺を相對し設置するというシステムは、やはり中國の制度と關連するものであろうし、この制度をとり入れたブレントラストも考えられるであろう。隋文帝の佛教政策に類似の制度が見られるところからすれば、そのアレンジかもしれない。また、養老二年、唐から歸朝し、新譯の金光明最勝王經をもたらし、大安寺の造營はじめ注意すべき活動をしている道慈あたりは、適切な建築者であつたろう。

以上冗長にわたつたが、縷々述べたところは、國分寺は聖武天皇が、天平十三年二月十四日、聖德太子以來の佛教政策にもとづき、建設されたことを考察したものである。

(27) この様な考案は別稿「古代の造寺について」(大谷史學8號掲載豫定)において詳しく述べるから参照されたい。